

鳥取市建築設計業務委託特記仕様書

第1章 業務概要

1 業務名称

気高消防署旧庁舎解体実施設計業務

2 履行期限

令和9年3月10日まで

~~指定部分完成 令和 年 月 日まで~~~~(指定部分の範囲：基本設計に関する部分)~~

3 計画施設概要

本業務の対象となる施設（以下「対象施設」という。）の概要は次のとおりとする。

(1) 施設名称

気高消防署

(2) 敷地の場所

鳥取市 気高町勝見 地内

(3) 施設用途

消防署

4 適用

本特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に記載された特記事項の中で□印の付いたものについては、☑印の付いたものを適用する。

5 設計と条件

(1) 敷地の条件

ア 敷地面積： 1,992.09 m²

イ 都市計画区域、用途地域及び地区の指定等

都市計画区域： ☒内・ ☐外 （気高都市計画区域）

用途地域： 指定なし

防火地域： 指定なし

(2) 施設の条件

ア 主要建物の棟別の規模、構造

区分	棟名称等	構造・階数	延べ面積（m ² ）	備考
解体	庁舎	鉄骨造・2階	496.73	解体面積 496.73 m ²
	倉庫	鉄骨造・1階	6.00	解体面積 6.00 m ²
	乾燥柱			解体築造面積 0.62 m ²

~~イ 耐震安全性の分類~~

~~官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年3月29日付国営計第126号、国営整第198号、国営設第135号）による耐震安全性の分類は、次のとおりとする。~~

~~(ア) 構造体： ☐Ⅰ類 ☐Ⅱ類 ☐Ⅲ類~~~~(イ) 建築非構造部材： ☐Ⅰ類 ☐Ⅱ類~~~~(ウ) 建築設備： ☐Ⅰ類 ☐Ⅱ類~~

(3) 建設の条件

ア 工事費概算額： 未 定

イ 建設工期：令和9年6月から令和9年11月まで

(4) 業務難易度の設定（該当するものを☑とする）

計画施設は、業務の難易度の設定は次のとおりとする。

ア 総合

建築物	適用
特殊な敷地上の建築物	☐
木造の建築物（小規模なものを除く。）	☐

イ 構造

建築物	適用
特殊な形状の建築物	☐
特殊な解析、性能検証等を要する建築物、特殊な構造の建築物（国土交通大臣の認定を要するものを除く。）又は免震建築物（国土交通大臣の認定を要するものを除く。）	☐
木造の建築物（小規模なものを除く。）	☐

ウ 設備

建築物	適用
特殊な形状の建築物又は特殊な敷地上の建築物	☐
特別な性能を有する設備が設けられる建築物	☐

(5) その他

その他の設計と条件は参考図によるほか、調査職員と協議のうえ決定する。

第2章 業務仕様

特記仕様書に記載されていない事項は、鳥取市建築設計業務委託共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）による。

1 管理技術者等の資格要件

ア 管理技術者等の資格要件

管理技術者は、次の要件を満たし、かつ、設計についての高度な技術力及び経験を有する者とする。
この場合、建築設備士、一級電気工事施工管理技士、一級管工事施工管理技士（「建築設備士等」という。以下同じ。）は一級建築士と同等と扱い、二級電気工事施工管理技士、二級管工事施工管理技士（「施工管理技士等」という。以下同じ。）は二級建築士と同等と扱う。

- ・ 建築（建築士法第3条各号の規定に該当する建築物の場合は二級建築士を除く。）

☐ 一級建築士の免許取得後23年以上の実務経験を有する者又は二級建築士取得後28年以上の業務経験のある者

☐ 一級建築士の免許取得後18年以上23年未満の実務経験を有する者又は二級建築士取得後23年以上28年未満の業務経験のある者

☒ 一級建築士の免許取得後13年以上18年未満の実務経験を有する者又は二級建築士取得後18年以上23年未満の業務経験のある者

- ・ 設備のみ

☐ 建築設備士等の資格取得後23年以上の実務経験を有する者又は施工管理技士等の資格取得後28年以上の実務経験を有する者

☐ 建築設備士等の資格取得後18年以上23年未満の実務経験を有する者又は施工管理技士等の資格取得後23年以上28年未満の実務経験を有する者

☐ 建築設備士等の資格取得後13年以上18年未満の実務経験を有する者又は施工管理技士等の資格取得後18年以上23年未満の実務経験を有する者

イ 設計担当者の資格要件

設計担当者は、次の要件を満たすものとする。

区分		資格要件
建築	総合（意匠）	☐ ランクⅠ ☐ ランクⅡ ☒ ランクⅢ
	構造	☐ ランクⅠ ☐ ランクⅡ ☒ ランクⅢ
設備	電気	☐ ランクⅠ ☐ ランクⅡ ☒ ランクⅢ
	機械	☐ ランクⅠ ☐ ランクⅡ ☒ ランクⅢ

なお、各技術者の資格要件は次のとおりとする。

- a 建築（建築士法第3条各号の規定に該当する建築物の場合は二級建築士を除く。）

ランクⅠ：一級建築士の免許取得後8年以上13年未満の実務経験を有する者又は二級建築士取得後13年以上18年未満の業務経験のある者

ランクⅡ：一級建築士の免許取得後3年以上8年未満以上の実務経験を有する者又は二級建築士取得後8年以上13年未満の業務経験のある者

ランクⅢ：一級建築士の資格を取得後1年以上、二級建築士の資格を取得後3年以上の実務経験を有する者

- b 設備

ランクⅠ：次のいずれかによる

- ・建築設備士等の資格取得後8年以上13年未満の実務経験を有する者
- ・施工管理技士等の資格取得後13年以上18年未満の実務経験を有する者

ランクⅡ：次のいずれかによる

- ・建築設備士等の資格取得後3年以上8年未満の実務経験を有する者
- ・施工管理技士等の資格取得後8年以上13年未満の実務経験を有する者

ランクⅢ：次のいずれかによる

- ・建築設備士等の資格取得後3年未満の実務経験を有する者
- ・施工管理技士等の資格取得後5年以上8年未満の実務経験を有する者

- ウ 管理技術者と設計担当者の兼務の可否

管理技術者と設計担当者 ☒兼務できる ☐兼務できない

2 業務計画書

受注者は業務着手時に、次の内容を記載した業務計画書作成要領（案）（鳥取市都市整備部建築住宅課）（平成23年7月）を参考に業務計画書を作成し、調査職員に提出する。なお、プロポーザル方式により本業務を受注した場合には、技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行する。

- (1) 業務概要
- (2) 業務項目
- (3) 実施方針 設計方針の説明に関する資料（積算告示別添一第一号イに掲げる基本設計及び第二号イに掲げる実施設計の方針）
- (4) 業務工程
- (5) 照査計画
- (6) 業務実施体制
- (7) 成果品の内容、部数
- (8) 使用する基準及び主な図書
- (9) その他

3 設計業務の範囲

~~(1) 基本設計~~

ア 一般業務

- (ア) 対象施設に係る次の基本設計を行う。

☐建築（総合） ☐建築（構造） ☐電気 ☐機械 ☐昇降機等
☐その他()

- (イ) 基本設計に関する標準業務は次のとおりとする。

☐条件整理

- ☐設計条件の変更等の場合の協議
- ☐法令上の諸条件の調査
- ☐計画通知又は建築確認申請（建築基準関係規定（みなし規定を含む。）。以下同じ。）に係る関係機関との打合せ
- ☐上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ
- ☐総合検討
- ☐基本設計方針の策定及び建築主への説明
- ☐基本設計図書の作成
- ☐概算工事費の検討
- ☐基本設計内容の建築主への説明等

イ 追加業務

- ☐透視図の作成（☐鳥瞰図・☐外観図・☐内観図）
- ☐模型製作
- ☐模型の写真撮影
- ☐鳥取市景観形成条例に関する資料の作成及び事前協議業務
- ☐特殊設備に係る検討（・実験設備に係る検討・内部雷保護設備に係る検討・構内情報通信網設備に係る検討・音声誘導設備に係る検討・排水処理設備に係る検討・雨水・排水再利用設備に係る検討・蓄熱システムに係る検討・雪冷房設備に係る検討）
- ☐電波障害発生に関する検討
- ☐概略工事工程表の作成

工事の品質、安全性、経済性の確保に配慮し、当該工事の規模及び難易度、地域の実情等を踏まえた工程表を作成すること。

(2) 実施設計

ア 一般業務

- (ア) 対象施設に係る次の実施設計を行う。
- ☐建築（意匠） ☐建築（構造） ☐電気 ☐機械 ☐昇降機等 ☒解体
- (イ) 実施設計に関する標準業務は次のとおりとする。
- ☒建築主の要求等の確認
 - ☒設計条件の変更等の場合の協議
 - ☒各種法令・条例の諸条件の調査、打合せ
 - ☒計画通知又は建築確認申請に係る関係機関との打合せ
 - ☒総合検討
 - ☒実施設計のための基本事項の確定
 - ☒実施設計方針の策定及び建築主への説明
 - ☒実施設計図書の作成
 - ☒建築確認申請図書の作成
 - ☒概算工事費の検討
 - ☒実施設計内容の建築主への説明等

イ 追加業務の内容及び範囲

(ア) 積算業務

- ☒積算数量算出書の作成
- ☒単価作成資料の作成
- ☒見積徴収
- ☒見積検討資料の作成
- ☒工事費内訳書の作成（RIBCによる）

(イ) 模型等

- ☐透視図の作成（☐鳥瞰図・☐外観図・☐内観図）
- ☐模型製作
- ☐模型の写真撮影

(ウ) 通知等

- ☐建築物の耐震改修の促進に関する法律第8条の規定に基づく認定申請書作及び申請手続業務
- ☐建築基準法に基づく認定・許可申請書作成及び申請手続業務
(認定申請の内容： 、許可申請の内容：)
- ☐都市計画法に基づく許可申請書作成及び手続業務
(許可申請の内容：)
- ☐建築基準法第18条第2項の規定に基づく計画通知手続業務
- ☐建築基準法第18条第4項に基づく構造計算適合性判定業務
- ☐建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第34条第1項に規定する建築物エネルギー性能向上計画の認定に係る手続業務
- ☐鳥取市景観形成条例に関する資料の作成及び通知手続業務
- ☐防災計画評定又は防災性能評定に関する資料の作成及び申請手続業務
- ☐鳥取市中高層建築物の建築に関する指導要綱の届出書の作成及び申請手続業務（標識看板の作成、設置報告書の届出）
- ☐建築物総合環境性能評価システム（CASBEE）による評価に係る業務
- ☐官庁施設の計画から建設、運用、廃棄に至るまでのライフサイクルを通じた二酸化炭素排出量等を用いて行う総合的な環境保全性能の評価業務
- ☐都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定に係る業務
- ☐BIMデータ説明資料の作成
- ☐木造化手法に係る検討
- (エ) その他
 - ☒建築物等の詳細調査
 - ☐特殊設備に係る検討（〇〇設備、△△設備）
 - ☐住民説明等に必要な資料の作成（法令等に基づくものを除く。）
 - ☒概略工事工程表の作成
 - ☐その他（)

4 業務の実施

(1) 一般事項

- ア 基本設計業務は、提示された設計と条件、適用基準等によって行う。
- イ 関連団体との話し合いの場を持ち配置計画、平面計画、設備計画及び外構計画を決定する。
- ウ 基本設計完了時に、関係者に対し、基本設計に関する説明会等を開催すること。
- エ 採用する材料又は工法は、第2章4(4)に示す標準仕様書に記載のあるものとする。これ以外の材料又は工法を採用する場合は、採用する根拠等を示すこと。
- オ 当該業務に関係する設計業務の受注者と協力体制を構築し、業務が円滑に執行するよう調整すること。調整は、主に総合仮設計画、工程、工期及び成果品について行う。
- カ 発注者に対し、途中成果物等の設計内容・趣旨の説明を十分に行い、相互認識のずれがないよう努めるとともに、発注者側が確認する時間を十分に確保する。
- キ 業務に必要な現地調査を行い、本工事の設計に係る計画の整合性及び関係法令、条例等による諸規則を調査及び関係官公署と打合せするものとする。現地調査又は関係官公署と打合せを行った結果をまとめ、調査職員に報告すること。
- ク 管理技術者は、意匠、構造、電気設備、機械設備の各担当技術者間の調整を十分に行い、各工事の設計図書の整合を図り、また各工事の工事区分を明確にすることで施工時に問題等が生じないように工種間の調整を行うこと。

(2) 履行報告

業務の進ちょく状況について「委託業務履行報告書」を作成し、進ちょく状況の分かる図面を添えて月末ごとに調査職員に提出すること。

(3) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、調査職員に提出すること。

- ア 業務着手時
イ 調査職員又は管理技術者が必要と認めた時
~~ウ その他（毎月1回の定例打合せ）~~

(4) 適用基準等

適用基準は関係法令のほか、以下の基準等によるものとする。

ア 共通

- ☒鳥取市公共建築工事積算基準（鳥取市都市整備部建築住宅課）（令和8年5月）
- ☐官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(平成25年3月)
- ☐官庁施設の総合耐震診断・改修基準
- ☐鳥取県福祉のまちづくり施設整備マニュアル(令和7年6月)
- ☐高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(国土交通省住宅局建築指導課)
- ☐鳥取市公共サインガイドライン(平成22年10月)
- ☐省エネルギー建築設計指針
- ☐環境配慮型官庁施設設計指針
- ☐鳥取市景観計画
- ☐鳥取市緑の基本計画(令和8年3月)
- ☐駐車場設計・施工指針(国土交通省)
- ☐各種国庫負担(補助)に係る基準・取り扱い等
- ☒営繕工事積算チェックマニュアル（令和8年3月）
- ☒建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル(令和8年2月)

イ 建築

- ☒敷地調査共通仕様書（令和4年）
- ☒公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（令和7年）
- ☒公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（令和7年）
- ☒公共建築木造工事標準仕様書（令和7年）
- ☒公共住宅建設工事共通仕様書（令和4年）
- ☒建築設計基準（令和7年）
- ☒建築設計基準の資料（令和7年）
- ☒建築構造設計基準（令和3年）
- ☒建築構造設計基準の資料（令和3年）
- ☐木造計画・設計基準（令和7年）
- ☐木造計画・設計基準の資料（令和7年）
- ☒構内舗装・排水設計基準（平成27年）
- ☒構内舗装・排水設計基準の資料（平成27年）
- ☒建築工事設計図書作成基準（令和2年）
- ☒建築工事設計図書作成基準の資料（令和2年）
- ☐建築基礎設計のための地盤調査計画指針（2009年）
- ☒建築工事監理指針（令和7年）
- ☒建築改修工事監理指針（令和7年）
- ☒建築基礎構造設計指針（2019年）
- ☐既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説（2017年）
- ☐耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断及び耐震改修指針・同解説（2011年）
- ☒建築工事標準詳細図（令和4年）

ウ 建築積算

- ☒公共建築数量積算基準（令和5年）
- ☒公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）（令和5年）
- ☒公共建築工事見積標準書式（建築工事編）（令和5年）

エ 設備

- ☒公共建築工事標準仕様書[電気設備工事編]（令和7年）
- ☒公共建築工事標準仕様書[機械設備工事編]（令和7年）
- ☒公共建築改修工事標準仕様書[電気設備工事編]（令和7年）

- ☒公共建築改修工事標準仕様書[機械設備工事編]（令和 7 年）
- ☒建築設備計画基準（令和 6 年）
- ☒建築設備設計基準（令和 6 年）
- ☒雨水利用・排水再利用設備計画基準（平成 28 年）
- ☒建築設備工事設計図書作成基準（令和 6 年）
- ☐建築設備耐震設計・施工指針（2014 年版）
- ☒電気設備工事監理指針（令和 7 年）
- ☒機械設備工事監理指針（令和 7 年）
- ☒建築設備設計計算書作成の手引（令和 6 年）
- ☒公共建築設備工事標準図[電気設備工事編]（令和 7 年）
- ☒公共建築設備工事標準図[機械設備工事編]（令和 7 年）

オ 設備積算

- ☒公共建築設備数量積算基準（令和 7 年）
- ☒公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）（令和 5 年）
- ☒公共建築工事見積標準書式（設備工事編）（令和 5 年）

カ 解体

- ☒建築物解体工事共通仕様書(令和 4 年)

(5) 貸与品及び支給品

[貸与品名]

ア 建築

- ☐建築図面一式 CAD データ（業務参考図）
- ☐画像データ（提供できる図面名： ）

イ 電気

- ☐電気関係図面一式 CAD データ
- ☐画像データ（提供できる図面名： ）

ウ 機械

- ☐機械関係図面一式 CAD データ
- ☐画像データ（提供できる図面名： ）

エ 既存建築物設計図書一式（建設当時の製本）

- ☒建築 ☒電気 ☒機械 ☐その他（ ）
- ☐既存敷地調査資料（柱状図）

[支給品名]

- ☒RIBC2 単価データ一式
- ☒特記仕様書の CAD データ
- ☐その他（ ）

[引渡場所等]

- 引渡場所（建築住宅課窓口） 引渡時期（業務着手時）
- 返却場所（建築住宅課窓口） 返却時期（引渡し後）

(6) 保険等

受注者は、本業務を行うに際し、次の保険を付さなければならない。

- ☒労働者災害補償保険
- ☒業務上の賠償責任を補償する保険

(7) 成果物について

ア 設計原図の材質等

- (ア) 設計原図の材質は、☒白焼き ☐トレーシングペーパー
- (イ) 設計原図の大きさ ☐A1 版 ☒A2 版 ☐
- (ウ) 原図の様式は調査職員の指示による。

イ CAD データの保存形式及びレイヤ構成等については、業務着手時に調査職員と協議する。

ウ 積算資料のファイルは、インデックス等により見開きしやすいようにすること。

エ 次に掲げるものは調査完了後速やかに調査職員へ提出すること。

・現地調査及び建物詳細調査

☒石綿含有建材の調査の報告書

オ 次に掲げる成果物は、指定する期限までに調査職員へ提出すること。

成果物	期限	備考
実施設計で作成する設計図書		最終のもの
・解体工事	令和8年12月25日まで	令和9年2月26日まで
工事費内訳書(積算数量算出書共)		最終のもの
・解体工事	令和9年1月22日まで	令和9年2月26日まで
概算工事費	令和8年10月16日まで	
概略工事工程表	令和8年12月25日まで	

~~カ 官公庁に提出する申請書等~~

~~実施設計着手後、速やかに官公庁に提出する申請書等の一覧を提出すること。また、官公庁に提出する申請書等は、事前に調査職員へ提出し、確認を受けること。~~

キ その他の成果物は、履行期限までに調査職員に提出すること。

ク 電子データの提出方法については、調査職員と協議すること。

ケ 成果物の取扱いについて

提出された成果物(図面等の電子データを含む)については、当該施設に係る工事の受注者に貸与し、当該工事における施工図及び当該施設の完成図の作成に使用するなど、契約約款第8条第1項の規定の範囲内で使用することがある。

コ 建設工事発注時点に見積り等価格の変動があった場合は、見積書の再徴収等に協力すること。

(8) 工事費概算額の遵守

業務は、第1章5(3)に示す工事費概算額を遵守して実施するものとし、これを超過する見込みがある場合は速やかに調査職員と協議のうえ、受注者の責において設計図書の修正を行うものとする。

(9) 採用単価

ア 積算に採用する単価は、「鳥取市公共建築工事積算基準 III単価積算基準」によるほか調査職員の指示による。

イ 採用する単価の優先順位は次のとおりとする。

1 鳥取市標準単価

2 営繕工事設計標準単価(市場単価)※改修工事の場合は使用しないこと。

3 営繕工事設計標準単価(複合単価)

4 物価資料の掲載価格

※物価資料に記載されている単価を採用する場合は、物価資料に記載されている「建物種別・構造・建物規模」に注意すること。

5 製造業者・専門工事業者の見積り、資料(製造業者のカatalog等)

見積りを徴収する場合は、原則として市内業者を優先して徴収する。ただし、市内に販売店又は取扱いメーカー、商社数が限定されている場合等については除く。

(10) 内訳明細書等の作成要領

ア 積算数量算出書は、公共建築数量積算基準、公共建築設備数量積算基準によるほか、次による。

~~・建築意匠 室ごとにまとめること。~~

~~・建築構造 階層ごとにまとめること。~~

・調査職員の指示による。

イ 内訳書は、「鳥取市公共建築工事積算基準 IV工事費内訳書作成要領」によるほか、次による。

~~・新築工事等の部分と改修部分の科目を分けること。~~

・その他、調査職員の指示による。

ウ 代価表は、以下の場合に作成する。

(ア) 物価資料に記載された単価を採用し、最低値を作成する場合。

(イ) 物価資料に掲載されている単価(市場単価以外の材工単価)を採用する場合は、本来事業者が負担すべき法定福利費相当額を適切に反映するため、補正を行う場合。

(ウ) 個別に単価を作成する場合。

- エ 仮設材・仮設機器等については、設置期間等見積りに必要な施工条件を摘要欄に明記する。
- オ 採用した単価の根拠を備考欄に記載する。
- 見積り、資料等の単価は、備考欄に見積り、資料等に記載された単価をそのまま記入する。
- 《単価採用記入例》 物価資料名(採用時期)＋ページ＋採用地域

単価採用根拠	記入例
・建設物価	物 12 月 568 鳥
・積算資料	資 12 月 568 鳥
・コスト情報	コ市冬 13 鳥
・施工単価資料	施市冬 13 鳥
・製造業者・専門工事業者の見積り	見 15000
・資料	カ 15000

カ 工事発注区分

実施設計図書は、次に示す発注区分ごとにまとめるものとする。

☐建築工事 ☐電気工事 ☐機械工事 ☐昇降機工事 ☐造園工事 ☒解体工事

キ とりこわし工事を単独で発注する場合の共通費

とりこわし工事を単独で発注するので、専門工事業業者から共通費を含めた見積りを徴収すること。

5 成果物

(1) 基本設計

成果物		内容
基本設計説明書	標準業務・追加業務	☐ 建築（総合） 1 計画説明書 2 敷地概要 3 配置計画 4 建物概要 5 外観計画 6 仕上計画 7 動線計画 8 外構計画 9 仮設計画
		☐ 建築（構造） 1 構造計画説明書 2 構造設計概要
		☐ 電気（強電、弱電） 1 電気設備計画説明書 2 電力設備計画 3 情報・通信設備計画 4 防災・防犯設備計画 5 仕様概要書 6 各種技術資料 7 その他
		☐ 機械（給排水衛生設備、空調換気設備） 1 機械設備計画説明書 2 空気調和設備計画 3 換気設備計画 4 給排水衛生設備計画 5 仕様概要書 6 各種技術資料 7 その他
		☐ 昇降機等 1 昇降機等計画説明書 2 昇降機等設計概要書 3 各種技術資料
		☐ 工事費概算書
		☐ 関係法令チェックリスト 1 建築基準法 2 公営住宅法 3 消防法 4 都市計画法 5 バリアフリー法 6 景観法 7 その他
		☐ 概略工事工程表
		☐ 現況調査書
		☐ その他 電波障害発生検討図
設計図	☐ 表紙 ☐ 仕様書 ☐ 敷地案内図 ☐ 敷地求積図 ☐ 配置図 ☐ 面積表及び求積図 ☐ 仕上表 ☐ 平面図（各階） ☐ 立面図 ☐ 断面図 ☐ 日影図	

成 果 物		備 考
そ の 他	☐ 景観形成条例事前協議業務	
	☐ 透視図（ ☐ 鳥瞰図、 ☐ 内観図、 ☐ 外観図）	
	☐ 模型（ ☐ スタディ模型程度、 ☐ 専門業者作成模型）	☐ 模型の写真
	☐ 模型の写真（ ☐ キャビネ版）	

(2) 実施設計

成 果 物			備 考
共通	標準業務	☐ 計画通知書又は確認申請書 ☒ 関係法令チェックリスト ☒ 工事費概算書 ☒ 各種技術資料 ☒ 各種計算書 ☐ 構造計算書	(1 建築基準法、2 公営住宅法、3 消防法、4 都市計画法、5 鳥取県福祉のまちづくり条例、6 景観法、7 その他)
	追加業務	☒ 工事費内訳書 ☒ 積算数量算出書 ☒ 単価作成資料 ☒ 見積書 ☒ 見積検討資料 ☒ 営繕工事チェックマニュアルによるチェックリスト ☐ 認定通知書 ☐ 認定・許可申請書 ☐ 防災計画評定又は防災性能評定に関する申請書 ☐ 認定通知書等 ☐ 省エネルギー関係計算書 ☐ 建築物総合環境性能評価システム(CASBEE)による評価書 ☐ 防災計画書 ☒ 概略工事工程表 ☒ 石綿の有無に関する事前調査結果報告書 ☐ その他 ()	RIBC データ 耐震改修促進法関係 建築基準法関係 建築物省エネ法関係
設計図	実施設計図書一式		
	建築(総合)	☐ 表紙・図面目録 ☐ 建築物概要書 ☐ 特記仕様書 ☐ 敷地案内図・概要 ☐ 敷地求積図 ☐ 配置図 ☐ 面積表及び求積図 ☐ 仕上表 ☐ 平面図(各階) ☐ 立面図(各面) ☐ 断面図(2面以上) ☐ 矩計図 ☐ 平面詳細図 ☐ 断面・部分詳細図 ☐ 展開図 ☐ 天井伏図(各階) ☐ 建具位置図 ☐ 建具表 ☐ 外構図 ☐ 仮設計画図 ☐ 日影図	発注区分ごとに作成する 改修工事の場合は、改修前・後の図面を作成する。
	建築(構造)	☐ 特記仕様書 ☐ 構造基準図 ☐ 基礎・各階床伏図 ☐ 軸組図 ☐ 部材断面・継手リスト表 ☐ 構造詳細図	発注区分ごとに作成する 建築(構造)の成果図書は、建築(総合)実施設計の成果図書の中に含めることもできる。

	電 気 ☐ 表紙・図面目録 ☐ 特記仕様書 ☐ 敷地案内図・概要 ☐ 配置図 ☐ 建築断面図 ☐ 仮設計画図 ☐ 受変電設備図 ☐ 非常電源設備図 ☐ 幹線系統図・盤リスト ☐ 照明器具姿図・電灯、コンセント設備平面図（各階） ☐ 動力設備平面図（各階） ☐ 通信・情報設備系統図・平面図（各階） ☐ 火災報知等設備系統図・平面図（各階） ☐ 屋外設備図	発注区分ごとに作成する 改修工事の場合は、改修前・後の図面を作成する
	機 械 機械共通 ☐ 表紙・図面目録 ☐ 特記仕様書 ☐ 敷地案内図・概要 ☐ 配置図 ☐ 建築断面図 ☐ 仮設計画図 機械（給排水衛生設備） ☐ 給排水衛生設備配管系統図・平面図（各階） ☐ 消火設備系統図・平面図（各階） ☐ 排水処理設備図 ☐ その他設置設備設計図 ☐ 機器表 ☐ 部分詳細図 ☐ 屋外設備図 機械（空調換気設備） ☐ 空調設備系統図・平面図（各階） ☐ 換気設備系統図・平面図（各階） ☐ その他設置設備設計図 ☐ 機器表 ☐ 部分詳細図 ☐ 屋外設備図	発注区分ごとに作成する 改修工事の場合は、改修前・後の図面を作成する
	昇 降 機 等 ☐ 表紙・図面目録 ☐ 特記仕様書 ☐ 敷地案内図・概要 ☐ 配置図 ☐ 建築平面図・断面図 ☐ 仮設計画図 ☐ 平面図 ☐ 出入口立面図 ☐ 昇降路平面図 ☐ 機械室平面図 ☐ 昇降路断面図	発注区分ごとに作成する 改修工事の場合は、改修前・後の図面を作成する。

	解体	☒ 表紙・図面目録 ☒ 特記仕様書 ☒ 敷地案内図・概要 ☒ 仕上表 ☒ 配置図 ☒ 既設平面図（各階） ☒ 既設立面図 ☒ 既設断面・矩計図 ☒ 既設電気・機械設備図 ☒ 構造図 ☒ 仮設計画図 ☐ その他（ ）	発注区分ごとに作成する ラスターデータの貼り付け （ ☒ 可 ☐ 不可）
--	----	--	---

6 成果物の提出部数等

(1) 基本設計

成果物等		規格	部数	備考
☐ 基本設計説明書 (A3 縮尺の設計図共)		☐ A3 判二つ折り製本	3 部	
		☐ 電子データ	一式	PDF 形式
☐ 設計図		☐ 原図	一式	工事名記入、図面ファイル
		☐ 電子データ	一式	JWW 形式(DXF 形式)及び PDF 形式
		☐ 白焼き	※	※調査職員の指示による
その他	☐ 景観形成条例事前協議業務		1 部	規模が該当する場合
	☐ 特殊設備に係る検討書	☐ 音声誘導設備 ☐ 雨水再利用設備 ☐ 太陽光発電設備	1 部	
	☐ 透視図 (カラー)	☐ 鳥瞰図 A3 判程度 ☐ 外観図 A3 判程度 ☐ 内観図 A3 判程度	2 面	☐ 額装: アルミ枠
	☐ 模型	縮尺: 1/500~1/1000	一式	☐ 有: アクリルケース
	☐ 模型の写真	☐ キャビネ版	1 部	電子データ共
	☐ 業務打合せ記録		一式	
	☐ 概略工事工程表		一式	
	☐ その他			

(2) 実施設計

区分	名称	規格	部数	備考
設計図	☒ 設計原図	つや消し	1 部	工事名記入、図面ファイル
	☐ 縮小第 2 原図	つや消し A3 判	1 部	
	☒ 白焼き製本	二つ折り	2 部	
	☒ 白焼き製本 (縮小版)	A3 判二つ折り	2 部	
	☒ 白焼き (バラ)	A4 判折り	1 部	図面袋共
		ホッチキス止め	3 部	
	☒ 電子データ	☒ 図面データ (CAD)	一式	使用ソフトの標準ファイル及び JWW (または DXF)
		☒ 図面データ (PDF)		
		☒ 図面データ (PDF)		検印済の設計原図をデータ化すること
		☒ 内訳書 (RIBC)		
		☐ 工法、単価等資料		PDF
		☐ 透視図		JPG, PDF 等のデータ
標準業務	☒ 業務打合せ記録		1 部	
	☒ 現地調査書		一式	
	☒ 概算工事費		1 部	
	☒ 関係法令チェックリスト		1 部	

	☐ 構造計算書		一式	
	電気 各種設計計算書	☐ 照度計算書 ☐ 負荷設備容量算定書 ☐ 幹線サイズ計算書 ☐ 変圧器容量計算書 ☐ 発電器容量計算書 ☐ 短絡電流計算書 ☐ テレビレベルダイヤグラム	一式	
	機械 各種設計計算書	☐ 衛生設備配管計算書 ☐ 衛生設備機器容量計算書 ☐ 空気調和設備配管計算書 ☐ 空気調和設備熱負荷計算書 ☐ 空気調和機器容量計算書 ☐ 換気ダクト等計算書 ☐ 換気設備負荷計算書 ☐ 換気設備機器容量計算書	一式	
	☐ その他		一式	

区分	名 称	規 格	部数	備 考
追加業務	☒ 積算資料	積算数量算出書 単価作成資料 見積書 見積価格一覧表 単価表 営繕工事チェックマニュアル によるチェックリスト	1 部	算出に用いた図面等 カタログ等の写し 見積検討資料
	☒ 工事費内訳書	RIBC データ		
	模型等 ☐ 透視図 ☐ 模型		1 面 一式	
	各種通知書等 ☐ 認定通知書（耐震改修促進法関係） ☐ 認定・許可申請書（建築基準法関係） ☐ 計画通知書又は確認申請書 ☐ 計画通知書等（建築物省エネ法関係） ☐ 建築物総合環境性能評価システム(CASBEE)による評価書 ☐ 景観計画区域内における行為の通知書		一式	
	☒ 概略工事工程表		一式	
	☒ 敷地測量図	（平板測量等）	一式	
	☒ 石綿の有無に関する事前 調査結果報告書		1 部	
	☐ その他			